

「労働者派遣法改正等説明会」を開催します ～令和2年4月から改正法（同一労働同一賃金）が施行～

平成30年に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働者派遣法は同一労働同一賃金に関する改正が行われました。派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講じることとされ、令和2年4月1日から施行されます。

このため、平成30年労働者派遣法改正の内容について、派遣元又は派遣先事業所の皆様にご理解いただけるよう、下記の通り説明会を開催します。



- 対象：派遣元事業主、派遣先事業主
- 申込方法：裏面を記入の上、FAX（先着順）
- 内容
 - ①「平成30年労働者派遣法改正（同一労働同一賃金）について」
 - ②「働き方改革推進支援センターについて」
 - ③「出入国管理及び難民認定法改正（在留資格「特定技能」等）について
 - ④「平成27年労働者派遣法改正（雇用安定措置等）について」

	東 部	中 部	西 部
日 時	令和元年9月9日(月)	令和元年8月30日(金)	令和元年9月18日(水)
会 場	プラサヴェルデ コンベンションホールA-1 沼津市大手町1-1-4	グランシップ 会議ホール・風 静岡市駿河区池田79-4	アクトシティ浜松 コングレスセンター31会議室 浜松市中区板屋町111-1
会 場	 <p>西駐車場及び東駐車場が有料で利用できます。</p>	 <p>東静岡駅南口の一般有料駐車場が利用できます。台数に限りがあります。公共交通機関でご来場ください。</p>	 <p>アクトシティ地下有料駐車場が利用できます。</p>
時 間	午前：(受付) 9:10～9:30 (説明) 9:30～12:05 午後：(受付) 13:20～13:40 (説明) 13:40～16:15		

* 午前と午後で説明内容は同じです

